

三重県 下水道ストックマネジメント計画 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）

三重県 中南勢流域下水道事務所
策定 令和 7 年 3 月

松阪処理区は、津市、松阪市、多気町の 2 市 1 町を計画区域として、平成 10 月 4 月に供用を開始している。

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握や不具合発生時期の予測が可能である施設を対象とする。
〔 重要な施設とは、処理機能への影響が大きいもの（応急措置が困難）、
予算への影響が大きいもの、安全性の確保が必要なものを指す。 〕

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握や不具合発生時期の予測が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 … 機能上、特に重要でない施設を対象とする。
〔 重要でない施設とは、処理機能への影響が小さいもの（応急措置可能）、
予算への影響が小さいものを指す。 〕

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施に当たっての、施設管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ、マンホール	点検は1回/5年に実施。緊急度Ⅲは2回/5年に実施。 調査は1回/10年、点検で異常が確認された場合又は道路陥没等事故の未然防止に必要な場合に実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	腐食環境下スパン、圧送管
管きよ、マンホール	点検は1回/10年に実施。 調査は1回/20年※、点検で異常が確認された場合又は道路陥没等事故の未然防止に必要な場合に実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	最重要施設、重要施設 ※定期的調査は供用開始25年経過後を対象
管きよ、マンホール	点検は1回/15年に実施。 調査は1回/30年※、点検で異常が確認された場合又は道路陥没等事故の未然防止に必要な場合に実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	その他の施設 ※定期的調査は供用開始25年経過後を対象
空気弁	点検は1回/1年に実施。 調査は点検で異常が確認された場合に実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	
制水ゲート	1回/1年の頻度で調査を実施。	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
汚水ポンプ施設	外観調査を毎年実施し、異常が確認された場合、又は概ね1回/10～15年の頻度にて分解調査、あるいは概ね1回/5～15年の頻度にて内部調査を実施。	健全度2以下で改築を実施	
水処理施設	外観調査を毎年実施し、異常が確認された場合、又は概ね1回/10～15年の頻度にて分解調査、あるいは概ね1回/5～10年の頻度にて内部調査を実施。	健全度2以下で改築を実施	
汚泥処理施設	外観調査を毎年実施し、異常が確認された場合、又は概ね1回/10～15年の頻度にて分解調査、あるいは概ね1回/5～10年の頻度にて内部調査を実施。	健全度2以下で改築を実施	

躯体	点検は定期的を実施。 調査は概ね1回／5～7年又は点検で異常が確認された場合に実施。	健全度 2 以下で 改築を実施	
----	---	--------------------	--

※内部調査とは、水路や水槽の水を抜いて、内部から機器を調査することを指す。

※「点検は定期的を実施」とは、概ね1回／1年又は6ヶ月の頻度で実施する。

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
—		

【処理場・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
水処理施設	標準耐用年数の 1.7 倍	・水槽の水抜きができない等、状態確認のための調査ができない設備。 ・機械に付属する制御盤等、劣化状況の把握ができない設備。
汚泥処理施設	標準耐用年数の 1.7 倍	・代替機がない等、状態確認のための調査ができない設備。 ・機械に付属する制御盤等、劣化状況の把握ができない設備。 ・除湿機は、設置環境により標準耐用年数の 0.5 ～1.0 倍とする。
電気計装設備	標準耐用年数の 1.7 倍	・柱上開閉器は標準耐用年数の 1.0 倍とする。 ・UPS は標準耐用年数の 1.0 倍とする。
消火災害防止設備	標準耐用年数の 1.7 倍	

※ただし、故障・不具合がある場合、補修部品がないもののうち、代替品による対応が困難な場合は、目標耐用年数未達でも改築とする。

※汚泥処理施設の除湿機は、処理場の設置環境により更新実績が異なるので、実績により倍数を決定する。

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（令和4年4月1日 国水事第67号 下水道事業課長通知）」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管渠施設】

…

該当なし

管きよ

【汚水・雨水ポンプ施設】 …

ポンプ本体

・口径φ150 mm以下又は電動機出力 22kW 以下の水中ポンプ
予備機を保有していると共に、汎用品であることから分解調査がコスト増となり、かつ予算への影響が小さいため、事後保全に分類。

【水処理施設】

…

該当なし

送風機本体もしくは
機械式エアレーション装置

【汚泥処理施設】

…

該当なし

汚泥脱水機

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 7 年度 ～ 令和 11 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象箇所	概算費用 (百万円)	備考
松阪処理区	汚水	マンホール本体 人孔更生	1994～ 2002	23～31	5 基	111.2	
松阪処理区	汚水	マンホール蓋 更新	1996～ 2002	23～29	29 基	36.0	
合計						147.2	

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
松阪 浄化センター	汚水	スクリーンかす設備	2001	24	47,500 m ³ /日	46.3	
		最初沈殿池設備	1997	28		118.0	
		反応タンク設備	1997～ 2003	22～28		305.4	
		最終沈殿池設備	1997～ 2000	25～28		246.1	
		調質設備	2003～ 2006	19～22		253.5	
		汚泥脱水設備	1998～ 2006	19～27		345.6	
		受変電設備	2014	11		13.0	
		負荷設備	1997～ 2006	19～28		241.6	
		計測設備	1997～ 2006	19～28		264.8	
		監視制御設備	1997～ 2011	14～28		469.2	
		消火災害防止設備	1996～ 2010	15～29		27.0	
三渡川ポンプ 場	汚水	監視制御設備	1997	28	20.7 m ³ /分	27.1	
		消火災害防止設備	1996	29		0.9	
中川ポンプ場	汚水	受変電設備	2004	21	13.0 m ³ /分	1.8	
		計測設備	2004	21		8.4	
		消火災害防止設備	2003	22		1.5	
井生ポンプ場	汚水	制御電源及び計装用 電源設備	2006	19	3.4	1.2	

		計測設備	2006	19	m ³ /分	19.7	
二本木ポンプ場	汚水	制御電源及び計装用電源設備	2006	19	2.0	1.4	
		計測設備	2006	19	m ³ /分	7.5	
山添ポンプ場	汚水	制御電源及び計装用電源設備	2008～2012	13～17	2.4	3.8	
		計測設備	2008	17	m ³ /分	4.3	
		監視制御設備	2008	17		3.5	
川口ポンプ場	汚水	受変電設備	2010	15	1.0 m ³ /分	0.4	
		制御電源及び計装用電源設備	2010	15		0.6	
		計測設備	2010	15		1.7	
早馬瀬 マンホール 形式ポンプ場	汚水	計測設備	2003	22	1.5	3.0	
		消火災害防止設備	2003	22	m ³ /分	0.3	
朝長 マンホール 形式ポンプ場	汚水	計測設備	2003	22	1.5 m ³ /分	3.0	
弟国 マンホール 形式ポンプ場	汚水	計測設備	2003	22	1.5 m ³ /分	3.0	
合計						2423.6	

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 国水下水第 67 号 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 国水下水第 67 号 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N₂O）排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

【管路施設】

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 579 百万円 / 年	100 年

【処理場・ポンプ場施設】

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 854 百万円 / 年	100 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。